

第37回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年9月3日（木）15時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 9月2日15時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	6,073,840	184,664
ブ ラ ジ ル	3,950,931	122,596
イ ン ド	3,769,523	66,333
ロ シ ア	997,072	17,250
ペ ル ー	652,037	28,944
南 ア フ リ カ	628,259	14,263
メ キ シ コ	606,036	65,241
ス ペ イ ン	470,973	29,152
ア ルゼンチン	428,239	8,919
チ リ	413,145	11,321
そ の 他	7,716,850	308,009
合 計	25,706,905	856,692

※ 188の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 9月1日24時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	20,987	364
大 阪 府	8,656	155
神 奈 川 県	5,020	123
福 岡 県	4,598	62
愛 知 県	4,535	65
埼 玉 県	3,975	90
千 葉 県	3,068	63
兵 庫 県	2,276	53
北 海 道	1,781	103
京 都 府	1,452	23
そ の 他	11,848	205
合 計	68,196	1,306

※チャーター便帰国者15名、空港検疫790名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 21,128名（9月2日19時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 21,125名（うち死亡者364名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月28日 第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4月 1日 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月 6日 第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 7日 第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月11日 第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月16日 第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月22日 第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月24日 第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月27日 第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 1日 第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5月 4日 第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月14日 第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月21日 第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5月25日 第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5月29日 第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6月 4日 第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
6月18日 第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月29日 第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7月 3日 第 40 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7月10日 第 1 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月16日 第 2 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月22日 第 3 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月22日 第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月31日 第 4 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月 7日 第 5 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月21日 第 6 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月24日 第 7 回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月28日 第 42 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス
感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 8日 第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月10日 第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月15日 第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 5日 第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月15日 第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月19日 第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月22日 第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月25日 第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月26日 第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月29日 第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月 2日 第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月11日 第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月30日 第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月 2日 第32回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月 9日 第33回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月15日 第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月27日 第36回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行（6月1日から）
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動（6月2日）
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・東京アラート解除（6月12日から）
- ・今後のモニタリングの方法について（案）の公表（7月1日から試行）
- ・令和2年度7月補正予算案を公表

- ・ 専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価をモニタリング会議において本格実施し、都としての対応策を検討（7月9日から）
- ・ モニタリング会議での専門家の方々の分析に基づき、感染の拡がりに対応して、検査・医療体制の強化や、都民や事業者の皆様への呼びかけ、要請など、多面的な対策を展開（7月15日から）
- ・ 都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請（8月3日から8月31日まで）
- ・ 都内23区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請の延長（9月1日から9月15日まで）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 区市町村と連携して商店街等での外出自粛の呼びかけを実施
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止についての個別要請を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施（追加募集）
- ・ 繁華街における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた都民への呼びかけを実施
- ・ 「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」を作成
- ・ 事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドブック」を作成
- ・ 「東京都感染拡大防止チェックシート」及び「感染防止徹底宣言ステッカー」を作成
- ・ アドバイザーによる感染拡大防止の取組支援
- ・ 「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」を専決処分により改正（8月1日から施行）
- ・ 感染症の影響により離職された方等を対象とした非常勤職員採用を実施（緊急募集）

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）

- ・「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施（7月10日）
- ・都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始
（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
（5月30日より、毎週月・木曜日の配信に変更）（6月11日をもって定期的な配信を終了）
（6月15日に臨時配信を実施）（7月9日より、毎週木曜日午後6時30分から配信再開）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載
（4月14日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表
（4月15日）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続
- ・休止中の都民利用施設及び都主催イベントの取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、順次再開等するよう、総務局と連名で各局へ周知（5月25日）
- ・休止中の都民利用施設の再開等に関する情報について、東京都公式ホームページに掲載
- ・「新しい日常」の定着に向けた動画を順次配信（6月18日）
- ・感染拡大防止ウェブ広告を7月20日から実施
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止等のための対策を推進するため、学校法人北里研究所と連携協定を締結（8月28日）

（戦略政策情報推進本部）

- ・東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入
- ・都立施設の訪問履歴に基づき、利用者に迅速に感染情報を通知する「東京版新型コロナ見守りサービス」の提供を予定（6月12日）
- ・都内民間店舗等の訪問履歴に基づき、利用者に迅速に感染情報を通知する「店舗型東京版新型コロナ見守りサービス」の提供を順次開始（6月27日）

（財務局）

- ・都庁展望室の休室
- ・契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知
- ・感染拡大防止対策を講じた上で、都庁展望室を7月1日から再開

（主税局）

- ・国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
- ・自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始

- ・ 都税事務所等窓口における混雑緩和対策として、窓口の混雑状況を配信するサービスを導入
- ・ 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」に伴い、自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置について適用期間を6月延長
(令和3年3月31日までに取得したものを対象とする)

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオCM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 新聞主要6紙に、感染症拡大の段階に合わせた都の対策や、都民への呼びかけ等の広告を掲載（延べ88回）
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページやSNSで発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計5350台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOSトコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都5月号1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策4弾（概要）、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、旅券（パスポート）の申請受付を6月1日から再開
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立文化施設等の再開（6月1日以降順次）
- ・ 広報東京都6月号1面・2面・3面で、ロードマップ（骨格）、支援情報ナビの開設、各相談窓口、感染症対策支援について掲載
- ・ 広報東京都7月号1面で「新しい日常」、2面で支援策、7面で「東京版新型コロナ見守りサービス」開始について掲載

- ・ 私立学校に対して、文部科学省及び都立学校のマニュアル等を参考とした感染症対策の徹底を再周知
- ・ 感染防止ガイドラインの内容を解説する動画を「デイリーアドバイス」として毎日配信（7月17日）
- ・ 感染拡大防止 CM を7月22日から7月末まで集中的に放映
- ・ 広報東京都8月号1面で、「感染防止徹底宣言ステッカー」について掲載
- ・ 広報東京都9月号2面・3面で、感染症対策条例の改正、登録店舗マップ、給付金・相談窓口等支援策について掲載

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立スポーツ施設等の利用を6月1日から順次再開

（都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信
- ・ 時差 Biz の登録企業・団体に対し、緊急事態宣言解除後もスムーズBizの継続に協力を求めるメールマガジンを配信
- ・ 緊急事態宣言解除に伴い、鉄道事業者等に対し、あらためて感染拡大防止への呼びかけ等を要請

（住宅政策本部）

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

（環境局）

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、自然公園施設等の利用の順次再開

（福祉保健局）

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計80,350着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク1万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服4,800着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服20,000着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク5,000枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約11万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）
- ・ 接待を伴う飲食店等の従業員と利用者を対象に、LINE 相談・お知らせサービス「もしサポ@東京（もしもの時のサポートシステム@東京）」及び電話相談「もしサポコールセンター」を開始
- ・ 接待を伴う飲食店等の経営者と従業員向けの普及啓発動画を作成

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を産業労働局金融部及び中小企業振興公社に設置（1月30日）
- ・ 感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査を実施（2月19～21日）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ要請（2月下旬～3月上旬）
（経団連・経済同友会に対して知事が要請。東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟にも要請。）
- ・ 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤルを労働相談情報センターに開設（2月27日）
- ・ 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金の申請受付を開始（3月6日）
- ・ 新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣を開始（3月6日）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」を創設。都が信用保証料を全額補助。（3月6日）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力を東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に要請（3月16日）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）」を開始（3月16日）
- ・ 新たな制度融資メニュー（「緊急借換」「危機対応融資」）を創設（3月17日）
- ・ フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口の開設（3月17日）
- ・ 「中小企業従業員融資」（都が信用保証料を全額補助）の申込受付を開始（3月27日）
- ・ 「雇用環境整備促進事業（国の雇用調整助成金を活用して非常時の職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給）」の開始（3月27日）
- ・ 「テレワーク導入モデル体験事業（テレワーク端末等を無料貸出）」の開始（4月1日）
- ・ 「東京都感染防止拡大協力金」の申請受付を開始（4月22日）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急対策 設備投資支援事業」の申請受付を開始（4月23日）
- ・ 「飲食店経営者向け業態転換支援事業」の申請受付を開始（4月23日）
- ・ 「離職者等に向けた緊急就職相談ダイヤル・相談窓口」を開設（4月23日）
- ・ 「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」の募集開始（4月23日）
- ・ 「テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業」の申請受付を開始（4月27日）
- ・ 感染症対応の中小企業向け融資を、3年間無利子とする新制度に移行（5月1日）
- ・ 「政策課題対応型商店街事業（商店街の3密回避の取組を支援）」及び「商店街感染症緊急対策奨励金（STAY HOME 週間の商店街の自主休業を奨励）」の申請受付を開始（5月1日）
- ・ 「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」の申請受付を開始（5月7日）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金」（都が全額利子補給）の申請受付を開始（5月11日）
- ・ 「タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業」の申請受付を開始（5月19日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（5月20～22日）
（東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会、東京都中小企業団体中央会、東京都商店街振興組合連合会、経団連、経済同友会）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急対策 トライアル発注認定制度」の申請受付を開始（6月10日）
- ・ 「新型コロナウイルス緊急対策 オンライン就職支援事業」を開始（6月10日以降順次）
- ・ テレワークができる宿泊施設を紹介するウェブサイト「HOTEL WORK TOKYO」を開設（6月11日）
- ・ 「クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業（感染症関連の社会的課題の解決に向けた取組への支援等）」の申請受付を開始（6月11日）
- ・ 雇用調整助成金等の申請手続の支援（オンラインセミナー、オンライン相談会）を開始（6月15日）
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金（第2回）」の申請受付を開始（6月17日）

- ・「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」の申請受付を開始（6月18日）
- ・「宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業」の申請受付を開始（6月18日）
- ・「令和2年度東京の中小企業振興を考える有識者会議（第1回）」を開催（6月26日）
- ・「公労使による『新しい東京』実現会議」を開催（6月29日）
- ・「ソーシャルビジネス支援事業（感染症関連の社会的課題の解決に向けた取組への支援）」の申請受付を開始（6月29日）
- ・「妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業」の申請受付を開始（6月29日）
- ・「VR等新技術を活用したツアー造成事業」の募集を開始（6月30日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の概要を公表（7月27日）、コールセンターを開設（7月28日）
- ・「新しい日常」への対応に向けた観光事業者等による先進的な取組支援の募集を開始（7月27日）
- ・「飲食事業者向けテラス営業支援事業」の概要を発表(受付開始は8月3日を予定)（7月27日）
- ・「新しい日常」に資する新たな需要の獲得に向けたイノベーション創出支援事業の受付開始(7月27日)
- ・「サテライトオフィス設置等補助事業」の充実（7月31日）
- ・中小企業のテレワーク環境の整備を支援する「テレワーク定着促進助成金」の受付を開始（7月31日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の概要を発表（7月31日）
- ・「飲食事業者向けテラス営業支援事業」の受付を開始（8月3日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請受付を開始（8月17日）
- ・「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援」に係る申請受付期間の延長を公表〔10月30日まで延長〕（8月27日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月実施分）」の概要を公表（8月28日）
- ・「感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業」の申請受付を開始（9月1日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の申請受付を開始（9月1日）
- ・「受発注創出事業（オンライン活用型・キャラバン型）」の概要を公表（9月2日）

(中央卸売市場)

- ・各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・市場経由の生鮮食料品等をE Cサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始
- ・感染拡大防止対策を講じた上で、市場の一般見学等を6月8日から一部再開

(建設局)

- ・都立公園などにおける取組みの実施
- ・一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予
- ・感染拡大防止対策を講じた上で、公園施設等の利用を5月26日から順次再開
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和

(港湾局)

- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- ・一時的に港湾占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予
- ・感染拡大防止対策を講じた上で、海上公園施設等の利用を5月26日から順次再開
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和
- ・伊豆諸島へ来島される定期便の乗船者、搭乗者に対して、「感染リスクをお知らせするサービス」を、竹芝客船ターミナル及び調布飛行場で開始

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施
- ・ 国からの協力依頼に基づき、夜の繁華街や水再生センターにおける、下水に含まれるコロナウイルスの調査のため、下水の採取を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの作成及び周知
（区市町村には小中学校における留意点を付記したガイドラインを参考に周知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂及び周知
（区市町村には小中学校における留意点を付記した改訂版ガイドラインを参考に周知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインに基づく対策の徹底を再周知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）
- ・ 四連休における新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてを通知
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）
- ・ 感染症対策の一層の徹底についてを通知（夏季休業の開始に向けて注意喚起）
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）
- ・ 2学期の開始に向けて感染症対策の再点検および感染症防止徹底宣言ステッカーの掲示についてを通知（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてを通知（新学期の開始に向けて注意喚起）
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）

- ・ 管理職選考の延期
- ・ 採用試験の申込受付を6月1日から開始
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の再開
（労働委員会事務局）
- ・ 6月1日から、電話やカメラを用いるなど、感染拡大防止対策を講じた上で、審問・調査を再開
（東京消防庁）
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止（5月31日まで）
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及び I 類）」）及び「東京消防庁職員 I 類（事務）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）は規模を縮小して6月1日から実施
- ・ 採用試験の申込受付を6月15日から開始
（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及び I 類）」及び「東京消防庁職員 I 類（事務）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の再開（6月18日から）

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

感染状況・医療提供体制の分析（9月2日時点）

区分	モニタリング項目 ※①～⑤は7日間移動平均で算出	前回の数値 (8月26日公表時点)	現在の数値 (9月2日公表時点)	前回との比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※4		
感染状況	①新規陽性者数	225.4人	183.1人		167.0人 (4/14)	総括コメント 感染が拡大していると思われる		
	潜在・市中感染	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	69.7件	63.1件		114.7件 (4/8)	新規陽性者数と接触歴等不明者数は減少傾向にあるものの、その速度は緩やかである。感染者数の再増加に嚴重な警戒が必要な状況である。 個別のコメントは別紙参照	
		③新規陽性者における接触歴等不明者	数	136.6人	108.4人			116.9人 (4/14)
			増加比(※2)	86.7%	79.4%			281.7% (4/9)
医療提供体制	検査体制	④検査の陽性率（PCR・抗原）	4.9% (検査人数3,714.6人)	3.8% (検査人数4,028.6人)		31.7% (4/11)	総括コメント 体制強化が必要であると思われる	
	受入体制	⑤救急医療の東京ルール※3の適用件数	49.0件	47.3件		100.0件 (5/5)	医療機関への負担は長期化している。重症患者数の今後の推移に警戒が必要である。 個別のコメントは別紙参照	
		⑥入院患者数（準備病床数）	1,522人	1,390人 (2,600床)		1,413人 (5/12)		
		⑦重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者（準備病床数）	31人	29人 (150床)		105人 (4/28,29)		

※1「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口

※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価

※3「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

モニタリング項目	9月3日モニタリング会議のコメント
<p>① 新規陽性者数</p>	<p>(1) 新規陽性者数の7日間平均は前週の約225人から約183人に減少しているものの、依然高い水準で推移しており、再増加への厳重な警戒が必要な状況である。増加比も81.2%と、前週の88.0%に引き続き100%を下回る水準で推移しているが、減少の速度は緩やかである。</p> <p>(2) 現在も、院内感染が発生しているものの、第一波（3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定）のような大規模なクラスターの発生がみられていない。院内感染の拡大防止対策が功を奏していると考えられる。また、PCR検査の増加による陽性者の早期発見と感染拡大防止、都民の協力、業種別ガイドラインの徹底等、様々な取組が進んでいる。引き続き、これらの対策や取組を維持する必要がある。</p> <p>(3) 無症状や症状の乏しい感染者の行動に影響を受けて、感染経路が多岐にわたり、また、感染経路が不明になっている。</p> <p>(4) 8月25日から8月31日までの報告では、10歳未満2.9%、10代4.5%、20代28.8%、30代20.1%、40代16.0%、50代12.2%、60代7.0%、70代3.8%、80代3.7%、90代1.0%であり、前週と比べ、20代から30代の割合が55.5%から48.9%に減少し、40代以上の割合が39.5%から43.7%に増加した。</p> <p>(5) 8月25日から8月31日までの濃厚接触者における感染経路別の割合は、全世代合計で、同居する人からの感染が39.8%と最も多く、次いで職場が12.8%となり、会食10.8%、施設9.3%、接待を伴う飲食店等7.7%の順であった。同居する人からの感染は7月の1か月平均19.1%から8月の1か月平均35.7%に大幅に増加した。</p> <p>(6) 年代別で見ると、8月25日から8月31日までの濃厚接触者における感染経路別の割合は、80代以上を除く全年代で同居する人からの感染が最も多かった。10代以下では、同居する人からの感染が71.2%と最も多く、次いで保育園・学校等の教育施設での感染が7.6%であった。20代から70代では、同居する人からの感染は20代及び30代の26.0%に対し、40代から70代は48.8%であった。80代以上では、施設での感染が56.8%と最も多く、次いで同居する人からの感染が24.3%であった。</p> <p>(7) 今週も、同居する家族からの感染が多数報告されるとともに、友人との会食、カラオケ、バーベキューなどによる感染や、会合等におけるクラスター発生例も報告されており、家族以外との交流における基本的な感染防止対策の徹底が、家族内へ感染を持ち込まないためにも重要である。</p> <p>(8) 少人数であっても、人と人が、密に接触する環境で、マスクを外して、会話をしながら飲食を行うと、感染のリスクが高まる。このような環境を避けることが新規陽性者の発生の減少につながる。</p>

モニタリング項目	9月3日モニタリング会議のコメント
① 新規陽性者数	<p>(9) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイケア施設、訪問看護、病院等、重症化リスクの高い施設において、無症状や症状の乏しい職員を発端とした感染が見られており、引き続き、高齢者施設と医療施設における施設内感染等への警戒と検査体制の拡充が必要である。</p> <p>(10) 8月25日から8月31日までの新規陽性者は1,389人で、保健所別届出数は渋谷区が119人(8.6%)と最も多く、次いで世田谷区118人(8.5%)、港区94人(6.8%)、新宿区90人(6.5%)、大田区75人(5.4%)の順である。その後、島しょでも複数の感染者が発生しており、都内全域に感染が拡大している。</p> <p>※ 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(第5回)(8月7日)で示された指標及び目安(以下、「国の指標及び目安」という。)における、8月25日から8月31日の感染の状況を示す新規報告数は、人口10万人あたり、週10.0人となっており、国の指標及び目安におけるステージⅢの15人を下回り、ステージⅡ相当の数値となった。 (ステージⅡとは、感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階)</p>
② #7119における発熱等相談件数	<p>(1) #7119は、感染拡大の早期予兆の指標の1つとして、モニタリングしている。第一波では、患者の急速な増加の前に#7119における発熱等の相談件数が増加した。</p> <p>(2) #7119の7日間平均は63.1件であり、前週の69.7件からは横ばいであった。</p>
③ 新規陽性者における接触歴等不明者数・増加比	<p>(1) 接触歴等不明者数は7日間平均で約108名と、前週の約137名と比較すると減少しているものの、依然高水準であることから、今後の動向を注視するとともに、接触歴を調査する保健所への支援が必要である。</p> <p>(2) 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、100%未満であることが減少傾向の指標である。9月2日時点の増加比は79.4%で、前週の86.7%に引き続き100%未満であった。しかし、減少の速度は緩やかであり、再度、増加に転じることへの厳重な警戒が必要である。</p> <p>(3) 感染経路(接触歴等)不明な者の割合は9月2日時点で59.2%であり、8月26日時点の60.6%からは横ばいであった。</p> <p>※ 感染経路不明な者の割合は、国の指標及び目安における、ステージⅢの50%を超える数値が続いている。 (ステージⅢとは、感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階)</p>

モニタリング項目	9月3日モニタリング会議のコメント
<p>④ 検査の陽性率 (PCR・抗原)</p>	<p>(1) PCR 検査の陽性率は、検査体制の指標としてモニタリングしている。迅速かつ広く PCR 検査等を実施することは、感染拡大防止と重症化予防の双方に効果的と考える。</p> <p>(2) PCR 検査件数のうちの陽性者数の割合は、9月2日時点で3.8%と、8月26日の4.9%と比較して減少した。</p> <p>(3) 8月25日から8月31日までの検査件数は30,077件であり、前週の29,907件及び前々週の32,315件と、3万件前後で推移している。</p> <p>(4) 今週は、7日間平均の検査数は少なかったが、陽性率は減少している。有症状の患者に検査が行き届いているか、感染経路を追うための検査が充足しているか等を検討する必要がある。</p> <p>(5) 十分なPCR検査等を行うためには、引き続き検査体制の強化が求められる。</p> <p>(6) 新規陽性患者数が減少傾向にある中、今後、経済活動が活発になると、感染機会が増加するおそれがある。感染リスクが高い地域や集団及び高齢者施設などに対して、感染拡大抑止の観点から、無症状者も含めた集中的なPCR検査を行うなどの戦略を検討する必要がある。</p> <p>※ 国の指標及び目安におけるステージⅢの10%より低値である（ステージⅡ相当）。</p>
<p>⑤ 救急医療の 東京ルール の適用件数</p>	<p>(1) 東京ルールの適用件数は、8月26日以降50件前後で推移している。</p> <p>(2) 7日間平均の件数は47.3件で、前週の49.0件からは横ばいであった。</p>





モニタリング項目	9月3日モニタリング会議のコメント
<p>⑥ 入院患者数</p>	<p>(1) 入院患者数は約3週間ぶりに1,500人を下回るものの、依然として高い水準で、再増加への警戒が必要な状況であり、医療機関への負担が長期化している。</p> <p>(2) 8月25日から8月31日の新規入院患者数が420人、退院者数が315人となっている。また、陽性者以外にも、陽性者と同様の感染防御対策と個室での管理が必要な疑い患者を、1日当たり、都内全域で約200人受け入れている。</p> <p>(3) 入院調整本部の対応件数のうち、約9割以上が無症状の陽性者及び軽症者であるが、合併症を有する患者が多い。</p> <p>(4) 陽性患者の入院と退院時には共に手続き、感染防御対策、検査、調整、消毒など、たとえ軽症者であっても、通常の患者より多くの人手、労力と時間が必要である。煩雑な入院と退院の作業が繰り返されることも、医療機関の負担の要因となっている。確保病床数は、当日の入院できる病床患者数ではない。病院ごとに当日入院できる患者の数には限りがある。</p> <p>(5) 宿泊療養施設の医療支援にあたる医師等もまた、通常の医療現場から苦勞して確保している。</p> <p>(6) 8月25日から8月31日までの陽性者1,389人のうち、無症状の陽性者が19.2%を占めている。宿泊療養施設は3,044室を確保しているが、9月2日の宿泊療養施設の利用者は253人、自宅療養者は443人である。</p> <p>(7) 入院、宿泊及び自宅療養者の状況を把握・分析し、感染者の再増加への備えを検討する必要がある。</p> <p>(8) 宿泊療養施設の一部で、英語による対応や、ITを活用しオンラインで健康観察を行うなど、医療支援にあたる医師等の負担軽減対策を進めている。また、自宅療養者についても、ITを活用した健康観察システムを9月1日から多摩立川保健所で先行導入し、保健所業務を支援する体制を整えつつある。</p> <p>(9) 保健所から入院調整本部への調整依頼件数は、1日60件程度で推移しているが、緊急性の高い重症患者や合併症を有する患者の依頼件数の割合が増加している。特に土日祝祭日は、受入可能な病床数が少ない状況が続き、調整が難航している。</p> <p>(10) 入院調整の結果、入院先医療機関が決定した後に、症状の改善や患者の希望でキャンセルする事例が1割程度発生している。</p> <p>※ 国の指標及び目安における、病床全体のひっ迫具合を示す、最大確保病床数（都は4,000床）に占める入院患者数の割合は、9月2日時点で34.8%となっており、国の指標及び目安におけるステージⅢの20%を超えているが、ステージⅣの50%未満の数値となっている。また、同時点の確保病床数（都は2,600床）に占める入院患者数の割合は、53.5%となっており国の指標及び目安におけるステージⅢの25%を大きく超えた数値となっている。</p> <p>（ステージⅣとは、爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階）</p>

モニタリング項目	9月3日モニタリング会議のコメント
<p>⑦ 重症患者数</p>	<p>(1) 東京都は、その時点で、人工呼吸器又は ECMO を使用している患者数を重症患者数とし、医療提供体制の指標としてモニタリングしている。8月30日に重症患者数は34人まで増加したが、9月2日には29人までに減少した。</p> <p>(2) 8月25日から8月31日までの間に、新たに人工呼吸器を装着した患者は15人であり、人工呼吸器から離脱した患者は16人、人工呼吸器使用中に死亡した患者は2人であった。また、この間に、新たにECMOを導入した患者はなく、ECMOから離脱した患者は2人であり、8月31日の時点で、人工呼吸器を装着している患者が29人で、うち3人の患者がECMOを使用している。</p> <p>(3) 9月2日時点の重症患者数は29人で、年代別内訳は40代が2人、50～60代が11人、70代以上が16人であり、性別では、男性26人・女性3人であった。</p> <p>(4) 陽性判明日から重症化（人工呼吸器の装着）までは平均4.9日で、軽快した重症患者における人工呼吸器の装着から離脱までの日数の中央値は7.0日であった。</p> <p>(5) 新規陽性者数が依然として高い水準ながらも漸減している中、重症患者数は増減を繰り返しながら横ばいであった。今後の重症患者数の推移に警戒が必要である。</p> <p>(6) 重症患者数は50代以上が多数を占めており、引き続き家庭内における家族間、職場および医療・介護施設内における感染防止対策の徹底が必要である。</p> <p>(7) 8月25日から8月31日までに報告された死亡者数は11人である。前々週の7人から前週は11人に増加し、今週は前週から横ばいであった。今後の死亡者数について注視する必要がある。</p> <p>(8) 重症患者においては、ICU等の病床の占有期間が長期化することを念頭に置き、新型コロナウイルス感染症患者のための医療と、通常の医療との両立を保ちつつ、重症患者のための病床を確保する必要がある。一方、レベル2の重症病床（300床）を準備するためには、医療機関は第一波のピーク時と同様に、予定手術や救急の受け入れを大幅に制限せざるを得ないと考える。</p> <p>※ 国の指標及び目安における重症者数（集中治療室（ICU）、ハイケアユニット（HCU）等入室または人工呼吸器かECMO使用）は、9月2日時点で101人、うち、ICU入室または人工呼吸器かECMO使用は40人となっている（重症以外のICU/HCU入室患者を含む）。なお、国の報告基準におけるICU等の定義がHCU等を含むと明示されたため、後者を含まない先々週の値との相違に留意する必要がある。</p>

モニタリング分析の結果（9/2）





1 感染状況

<総括コメント（4段階）>

-  感染が拡大していると思われる
-  感染が拡大しつつあると思われる／感染の再拡大に警戒が必要であると思われる
-  感染拡大の兆候があると思われる／感染の再拡大に注意が必要であると思われる
-  感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント（4段階）>

-  体制が逼迫していると思われる
-  体制強化が必要であると思われる
-  体制強化の準備が必要であると思われる／体制強化の状態を維持する必要があると思われる
-  通常の体制で対応可能であると思われる

令和2年度9月補正予算（案）

感染拡大を阻止する対策、経済活動等を支えるセーフティネットの強化・充実を図る施策等を時機を逸することなく実施するため、補正予算を編成

補正予算の規模 **3,413 億円**

（これまでのコロナ対策の総額 約1.6兆円）

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

882億円

- 新** 高齢者等に対するインフルエンザ
定期予防接種への特別補助 75億円
- 新** 高齢者・障害者支援施設等における
感染症対策強化事業 30億円
- 新** 「東京版CDC（仮称）」の運営等に
要する経費 0.1億円
など

2. 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実 1,740億円

中小企業制度融資等 1,520億円

⇒ 融資目標額を3兆8,000億円まで引き上げ

新 ECサイトの活用による東京の特産品
販売支援事業

1億円

など

3. 感染症防止と経済社会活動との両立を図る取組

87億円

新 ステッカーの実効性確保に関する取組 2億円

新 感染拡大防止に向けた専門家派遣等 0.4億円

新 宿泊施設テレワーク利用促進事業 0.4億円

など

4.社会構造の変革を促し、**直面する危機を乗り越える取組**
2億円

新 都立学校におけるICT環境整備 1億円

新 「テレワーク東京ルール」
普及啓発ムーブメント 0.7億円

新 中小企業サイバーセキュリティ
向上支援事業 0.3億円

「第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年9月3日（木）15時00分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まずお手元の資料に従いまして私の方から状況についてご説明をいたします。資料1枚おめくりください。世界各国の感染の状況です。感染者数が2,570万。それから死亡者数85万6,000。国内につきましては、6万8,000の感染者数と、1,300名を超える死亡者が出ております。都内の発生状況に関しましては昨日19時半の時点で、2万1,128名という状況になっております。

資料2枚おめくりください。一番下のところ下線部、国の動きになりますが、8月28日、第42回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されております。皆様のお手元にはその対策本部会議で使われました資料、右肩に参考と書いてある資料をお配りしております。この会ではコロナ感染症に関する今後の取組ですとか、あるいは国際的な人の往来の再開などについて話し合われております。後程、資料についてはご参照いただければと思います。

資料を3枚おめくりください。下線部の都の対応のところになります。9月1日から9月15日までという形で都内23区内の酒類の提供伴う飲食店及びカラオケ店を対象に、朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請を延長しているというところでございます。

資料1枚おめくりください。新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。総務局の欄の一番下の下線部になりますが、感染症の影響により離職をされた方々を対象にいたしまして、非常勤職員の採用等を緊急募集で実施をしております。

次は、政策企画局は1枚おめくりいただきまして中程のところ下線部です。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等のための対策を推進するために、学校法人北里研究所と連携協定を8月28日に締結をしております。

資料2枚おめくりください。上の方になります。生活文化局のところになりますが、広報東京都9月号の2面・3面におきまして、感染症対策条例の改正、登録店舗のマップ、給付金・相談窓口等の支援策について掲載をしているところです。各局の取り組みにつきましては以上になります。

資料5枚おめくりいただきまして、A4横のカラー刷りの資料のところをご覧ください。本日、第9回目のモニタリング会議を実施をいたしました。その時に感染状況、医療提供体制の分析等について報告をされております。この内容につきまして、健康危機管理担当局長

からご説明お願いいたします。

【福祉保健局健康危機管理担当局長】

はい。それではご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかりますモニタリングにあたりまして専門家の方々からいただきました、都内の感染状況及び医療提供体制に関する分析結果についてご報告を申し上げます。

感染状況につきましては、①新規陽性者数から、③新規陽性者における接触歴等不明者まで3項目となっております。現在の数値は9月2日公表時点での数値が記載されております。専門家の方々からは、新規陽性者数と接触歴等不明者数は減少傾向にあるものの、その速度は緩やかであること。感染者数の再増加に厳重な警戒が必要であることなどから、4段階のうち、最高レベルの「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただいております。

続いて、医療提供体制についてでございますが、④の検査の陽性率から、⑦重症患者数までの4つとなっております。専門家の方々からは医療機関への負担が長期化していること、重症患者数、今後の推移に警戒が必要であることなどから4段階のうち、3段階目にあたる「体制強化が必要である」と思われるとの総括コメントをいただいております。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

資料につきましてはそこから1枚おめくりいただきまして5枚にわたりまして専門家の皆様によりますモニタリングのコメント意見等、細部お付けをしておりますので、後程ご参照ください。

資料につきましては、後程スライドで使う資料が添付をしておりますが、6枚めくっていただきましてA4の縦の資料が一番後ろについていると思います。

本日の会議のテーマでございますが、令和2年度の9月の補正予算案についてです。資料をつけておりますので、これも後程ご参照いただければというように思います。

このほかこの場にご出席いただいております局長等の皆様で何かご発言等ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

Webexでご参加の皆様の中で、ご発言等ある方いらっしゃいましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

それでは本会議の締めといたしまして本部長からご発言をお願いしたいと思います。

【都知事】

はい。連日ご苦労様でございます。第37回になりました、対策本部会議であります。

本日第9回のモニタリング会議を行いまして、先生方からは先週に引き続いて、感染状況は最高レベルの4段階目「感染が拡大していると思われる」。そして、医療提供体制については、3段階目「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントをいただきました。

健康危機管理担当局長から、分析結果の報告がございましたが、感染状況につきましては新規陽性者数は減少傾向にはあるものの、その速度は緩やかであること。感染者数の再増加に厳重な警戒が必要な状況であること。医療提供体制については、医療機関への負担が長期化している。重傷の患者数の今後の推移に警戒が必要な状況である。ということをご報告してもらいました。

また、大島町で5名の感染者が発生をいたしました。現在、濃厚接触者約400名のPCR検査を進めているところでございます。そしてその結果ですね、陽性者が発生をした場合には、原則としましては島内で静養すること療養することとしまして、体調が急変した場合にはヘリによる搬送ということになります。早急にスピード感を持って、検査を行って、皆様に安心していただけるように取り組んで参ります。

それから現在23区内のお酒を提供する飲食店、カラオケ店には、9月の15日までの間、夜10時までの営業時間の短縮を要請をいたしております。事業者の皆様方には、引き続きのご負担をおかけいたしますけれども、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

そして、続きましてはですね、令和2年の第三回定例会に提案をいたします、補正予算案について取りまとめをいたしましたので、発表をいたします。

まず、感染拡大を阻止する対策、経済活動を支えるセーフティネットの強化・充実を図る施策を、時期を逸することなく実施をするために、総額といたしまして3,413億円の補正予算案を提出をいたします。今回がコロナ対策としては、今年度で9回目の9度目の補正予算となります。そしてこれまで講じて参りました対策の総額は、約1兆6,000億に上るところであります。約1.6兆円となります。

そして予算の柱であります、第1に、感染拡大を阻止する対策として、882億円の計上となります。これから冬に向かいます、インフルエンザの流行期に入るわけですが、コロナの同時流行によって医療機関に負担が集中する。そのことをですね、避ける必要がございます。そこで、重症化リスクの高い高齢者のインフルエンザ予防接種を促進するために、ワクチン接種の実費の負担分を補助しまして、本人負担をゼロにするというものであります。それによる特別補助の実施ということになります。

このほか、検査体制の強化、患者受け入れのための空床確保など、引き続きまして、医療提供体制の十分な確保と強化に努めて参ります。

また、新たに、高齢者施設や障害者の支援施設などにおきまして、入所者や職員のスクリーニング検査など、積極的にPCR検査を実施をするという、そのための都独自の支援を行って参ります。

さらに、東京版CDCの運用開始をするための経費を計上をいたします。

第2に、経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化と充実には、1,740億円を計上をいたします。中小企業の資金繰り需要が増大しているということを踏まえまして、融資目標額、これまでは2兆5,000億といたしておりましたが、それを3兆8,000億円まで引き上げまして、必要となる預託金を増額するというものであります。

また、東京の特産品の販路拡大を後押しをするということで、インターネット上のショッピングサイトを活用しました、特産品の販売を支援をして参ります。

第3に、感染症防止と経済社会活動との両立を図る取り組み、87億円の計上です。感染防止徹底宣言ステッカー、この実効性を高めるために業界団体と連携をいたしまして、ステッカー掲示店舗の自主点検の取り組みの支援、アドバイザー派遣による感染防止対策の強化、これらを図って参ります。また、旅行需要が大きく減少している現在、宿泊施設の新たなビジネス展開と、多くの職場で進んでおりますテレワーク、このさらなる定着に向けまして、宿泊施設をテレワーク利用をする際の経費を支援をして参るということです。

第4に、社会構造の変革を促しまして直面する危機を乗り越える取り組みでございまして、こちらは2億円。特別支援学校におけます児童・生徒のICT学習環境の整備を今年度中に前倒しをして、1人1台のタブレット配備を進めるなど、オンライン学習の実現に向けました取り組みを加速させて参ります。

以上、補正予算案の内容でございます。

今回の補正予算案に盛り込みました施策によりまして、感染の拡大の防止、そしてセーフティネット対策を着実に進めていくとともに、秋冬に向けて万全の備えを講じていくために、どうぞ皆さん庁内一丸となって取り組んでいきたいと思っております。頑張ってください。よろしくお願いいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。以上をもちまして、第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。